

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について

平成 30 年 6 月 15 日  
鳥取西部農業協同組合

鳥取西部農業協同組合は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

※「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 17 年 4 月 1 日から施行されています。この法律は、平成 26 年度末までの時限立法でしたが、法改正により有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。(平成 26 年 4 月 23 施行)

### 【行動計画の概要】

・ 計画期間 平成 30 年 6 月 15 日～平成 33 年 3 月 31 日

#### 目標 1：男性職員の育児休業取得の促進

(対策)

平成 30 年 8 月～ 男性職員へ育児休業等の研修を実施し、制度の周知を図る

平成 31 年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び職員向け広報誌などによる職員への周知

#### 目標 2：ノー残業デー実施の促進

(対策)

平成 30 年 9 月～ 現在設定しているノー残業デー状況調査

平成 31 年 4 月～ 管理職への研修（年 2 回）及び職員向け広報誌による職員への周知